

『サーラの水』 宅配サービスご利用規約

サーラの水株式会社又は下記もしくは右記記載のサーラの水が定める販売店(以下、「当社」といいます。)は、飲料水(以下、「本商品」といいます。)を宅配方式で販売する「サーラの水 富士の湧水」サービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用規約(以下、「本規約」といいます。)を次の通り定めます。

本規約は、本サービスを利用する全てのお客さまに対して適用されるものとします。

サーラの水が定める販売店

サーラエナジー/愛知県豊橋市駅前大通一丁目 55 番地 サーラタワー

TEL：0532-51-1212 代表者:代表取締役社長 鈴木 敬太郎

サーラ E&L 名古屋 /愛知県知立市鳥居一丁目 1 番地 17

TEL：0566-81-8011 代表者:代表取締役社長 藤城賢司

サーラ E&L 静岡/静岡県静岡市清水区鳥坂 531 番地

TEL：054-347-4614 代表者:代表取締役社長 立岩幹弘

グッドライフサーラ関東/神奈川県横浜市戸塚区小雀町 1959 番地 1

TEL：045-854-2801 代表者:代表取締役社長 河田栄一郎

第 1 条 お申込とご契約

1. 本サービスへのお申込は、本規約に同意の上、当社が定める方法により行うものとします。尚、お申込に際しては、以下の各項目についてお届けいただきます(以下、お届けいただいた各項目を総称して「申込事項」といいます。)。
 - ①お申込者及びご利用者の氏名、ご住所、ご連絡先。
 - ②ウォーターサーバーの種類及び設置場所。
 - ③本商品の種類及びサイズ。
 - ④定期的に配送される本商品の本数や配送周期等の配送に関する情報。
 - ⑤ご利用料金のお支払に関する情報。
2. 当社は、お客さまからのお申込を審査の上、申込を承諾する場合は当社のシステムに申込事項を登録します。申込事項の登録が完了した時点で、本サービスの利用契約が成立するものとします。但し、次の場合はお申込を承認しない場合があります。お申込を承認しない場合は、その旨を当社からご通知いたします。
 - ①申込事項に記入漏れがあった場合、又は事実と異なる記入が判明した場合。

- ②ウォーターサーバーの設置が困難な場合。
 - ③お申込者、ご利用者が本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合。
 - ④その他当社が不相当と判断した場合。
3. 本商品の配送は、お客さまのお住まいの地域により、サーラ物流による配送(以下、「配送種別 1」といいます。)と、その他宅配業者による配送(以下、「配送種別 2」といいます。)に分けられます。
4. ウォーターサーバーは原則、当社からの貸与(レンタル品)となります。また、本商品は当社のウォーターサーバーを設置されているお客さまのみにお届けさせていただきます。
5. 契約内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。ご契約内容のご変更、その他お問合せに関しては、下記サーラの水コールセンターにご連絡ください。お客さまからの変更連絡がないために、当社からの本商品、通知、送付書類、その他のものが延着、又は不着となった場合には通常到着すべき時にお客さまに到着したものとみなします。

サーラの水コールセンター 0120-37-8726 受付時間:祝日を除く平日 9:00-17:00

第2条 配送について

- 1.当社は、本商品を配送種別 1、配送種別 2 のそれぞれについて、下記の通り定期的に配送します。

(1)配送種別 1

- ①本商品は申込事項に従って、定期的(原則、月 1 回)にお客さまに届けられます。
- ②配送日の変更、本数の変更は 2 営業日前までにサーラの水コールセンターへご連絡、又はその他当社が定める方法に従い、コールセンター受付終了時刻までにご連絡ください。
- ③追加のご注文はサーラの水コールセンターへご連絡、又はその他当社が定める方法に従い、コールセンター受付終了時刻までにご連絡ください。追加分の配送は、ご注文より 5 営業日(日祝日を除く)以内を目安といたします。但し、在庫状況、自然災害、道路状況、その他の事由によって配送が遅延する場合があります。

(2)配送種別 2

- ①本商品は申込事項に従って、定期的にお客さまに届けられます。
- ②玄関渡しを原則といたします。
- ③配送日の変更、本数の変更はお届け予定日の 7 営業日前までにサーラの水コールセンターへご連絡、又はその他当社が定める方法に従い、コールセンター受付終了時刻までにご連絡ください。
- ④追加のご注文はサーラの水コールセンターへご連絡、又はその他当社が定める方法に従い、コールセンター受付終了時刻までにご連絡ください。追加分の配送は、

ご注文より 7 営業日(日祝日を除く)以内を目安といたします。但し、在庫状況、道路状況、その他の事由によって配送が遅延する場合があります。

2. 本商品に不都合がある場合のご返品については、配送種別 1 については配送日から 7 日以内にサーラの水コールセンターにご連絡、配送種別 2 については受取を拒否してください。但し、お客さまのご都合によるご返品は対象外となります。

第3条 ご利用方法

1. 本サービスのご利用にあたっては、当社がウォーターサーバー設置時にお渡しする「取扱説明書」等(以下総称して「説明書類等」といいます。)に従うと共に以下の事項を遵守し、安全かつ衛生的にご利用ください。尚、お客さまが本規約に反した取扱い・ないし方法で利用されたことにより発生した事故、その他生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
2. 本サービスのご利用にあたっては、次の事項を遵守してください。
 - ①本商品は、賞味期限(製造日より 2 年)内にご利用ください。
 - ②本商品は、開封後はお早めにお飲みください。
 - ③本商品は、直射日光を避けて冷暗所に保管してください。
 - ④本商品は、当社のウォーターサーバーとセットでご利用ください。
 - ⑤本商品を、当社のウォーターサーバー以外にセットしないでください。
 - ⑥本商品に、他の飲料水等を注入することはしないでください。
 - ⑦本商品は、冷凍保存をしないでください。破損のおそれがあります。
 - ⑧空になった本商品は、地方自治体の取り決めに従い廃棄してください。
 - ⑨ウォーターサーバーを改造しないでください。
 - ⑩ウォーターサーバーを他の場所へ移動させる場合は、サーラの水コールセンターまでご連絡ください。
 - ⑪その他 説明書類等記載の注意事項を遵守し、禁止事項に関しては行わないでください。
3. ウォーターサーバーは、当社の定める期間が経過した際に交換(以下、「定期メンテナンス」といいます。)を行います。定期メンテナンスに要する費用は当社で負担させていただきますが、長期間ウォーターサーバーの電源を抜いていた場合や、ウォーターサーバーの種類変更など、お客さまのご都合によりウォーターサーバーを交換、若しくは洗浄する場合は、定期メンテナンスに該当しないものとして、1 台につき 3,142 円(税込 10%)をお支払いいただきます。

第4条 ご利用料金とお支払

1. お客様は、当社所定の本サービス料金を所定の期日に当社に支払うものとします。
2. ウォーターサーバーのレンタル料は、設置月は無料となります。設置月以外については、キャンペーン等の無料期間を除き利用日数が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分のレンタル料をお支払いいただきます。
3. ご利用料金のお支払い方法については、クレジットカードまたは口座振替とします。法人のお客様のみ銀行振込でのお支払いが可能です。振込手数料はお客様負担となります。
4. 代金のお引き落としができなかった場合は、以降の本商品の配送を停止させていただくことがあります。この場合でも、ウォーターサーバーのレンタル料は課金されます。
5. お引き落としできなかった利用料金は、後日当社より送付させていただく振込用紙にてお支払をお願いします。
6. 本商品の配送のない月であっても、ウォーターサーバーのレンタル料はお支払いいただきます。
7. お支払期日までにお支払いいただけなかった場合は、文書等での督促や債権回収を他社に委託する場合があります。
8. 消費税インボイス制度に基づき、消費税は税抜明細合計額に税率を乗じた金額となります。

第5条 本サービスの停止と解約

1. お客様が利用契約の解約をご希望される場合は、解約日の7日前までにサラーの水コールセンターにご連絡ください。この場合、ウォーターサーバーの引取りが完了した日が利用契約の解約日となります。
2. 利用契約が解約となった場合は、当社貸与品であるウォーターサーバーを返却してください(当社が引き取りに参ります。)。尚、解約時に残っている本商品の代金はお返しいたしません。また、お客様の事由によりウォーターサーバーの引き取りが出来ない場合は、ウォーターサーバー補償料として36,960円(税込10%)をお支払いいただきます。
3. 解約後に再度利用契約のお申込をされる場合、キャンペーン等の特典は適用されません。
4. お客様が次のいずれかの事由に該当した場合、当社は、何らの催告等をせずに、本サービスの停止またはお客様との本サービスの契約を解約することができます。この場合、当社がお客様へ解約通知した日を利用契約の解約日とします。
 - ①申込事項、その他当社への届出事項に虚偽の事項がある場合。
 - ②ご利用料金等のお支払に遅延が生じた場合。

- ③当社及び本サービスの名誉を毀損し又はその信用を失墜させた場合。
 - ④他のお客さまの迷惑となる行為があった場合。
 - ⑤第3条のご利用方法に反した場合。
 - ⑥お客さまの信用状態が悪化した場合。
 - ⑦お客さまと連絡が取れなくなった場合。
 - ⑧本商品の受け取りを拒否された場合。
 - ⑨一定期間本サービスの利用が確認できない場合。
 - ⑩暴力団等反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団の構成員、暴力団に協力し、又は関与する等これとかかわりを持つもの、その他集团的、又は常習的に暴力不法行為等を行う恐れがある組織の関係者をいいます。以下、単に「暴力団等」といいます。)であると認められるもの、又は暴力団等関係者が実質的に経営に関与していると認められるもの。
 - ⑪自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団等の威力、又は暴力団等関係者を利用するなどしていると認められるもの。
 - ⑫暴力団等、暴力団等関係者、又は暴力団等関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人等に対して直接、もしくは間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
 - ⑬暴力団等関係者と社会的に非難されるべき密接な関係を有していると認められるもの。
5. 解約となった場合、お客さまは本サービスご利用期間中に生じた本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、速やかに債務の全額を支払うものとし、損害賠償義務があるときは、その後も履行の責任を負います。

第6条 免責

1. いずれかに該当する事由による本サービスの提供遅延、若しくは提供不能、又は次のいずれかに該当する事由に基づきお客さまに生じた損害につき、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- ①天災、事変、事故、事件、悪天候、交通事情その他の不可抗力に基づく場合。
 - ②お客さま、又は第三者による不法行為による場合。
 - ③お客さま、又はその同居者による本規約に反する行為があった場合。
 - ④法令などの制定や改廃、行政指導などがあった場合。
 - ⑤その他本サービスの運営を困難とする重大な事由が生じた場合。
 - ⑥前各号の他、当社の責に帰することのできない一切の事由。

2. 前項の事由が解消される見込みがないと当社が判断した場合、当社は本サービスのお客さまへの提供を停止または中止することができます。

第7条 賠償

1. お客さまが故意、又は過失によりウォーターサーバー及び輸送ケースを破損もしくは紛失した場合、又は内部に異物を混入する等当社が禁止した行為を行い、そのために修理、又は洗浄等が必要となった場合は、再利用に必要な実費をお支払いいただきます。
2. 当社の過失によってお客さまに生じた損害については、直接かつ通常の損害に限り賠償の責を負うものとします。

第8条 合意管轄

本サービスに関してお客さまと当社との間で紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第9条 個人情報の取扱い

1. 当社はお客さまから取得した個人情報等を「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。
2. 個人情報保護方針は、サーラの水株式会社のホームページ (<https://www.sala-water.sala.jp/privacy.html>) でご覧ください。

第10条 規約及び料金等の変更

1. 当社は市場の動向及び社会情勢等に準じ、本規約の内容及び本サービスの利用料金等(以下、「規約等」といいます。)を変更、追加することができるものとします。
2. 規約等の変更後、お客さまが通常通り本サービスを利用した場合は、お客さまは、変更事項・追加事項を承認したものとします。
3. 規約等に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、お客さまと当社は誠意を持って協議することとします。

クーリング・オフについて

以下の「クーリング・オフ」の対象のお客さまは、「特定商取引法の訪問販売および電話勧誘販売に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承願います。

1. お客さまが、訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面により、無条件で申込みの撤回を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が 3,000 円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. クーリング・オフを行使したお客さまは、
 - ①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはございません。
 - ②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担いたします。
 - ③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
 - ④商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
 - ⑤または、役務を受けたまま施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
 - ⑥役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求できます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、事業者が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または威迫したことにより、困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によるクーリング・オフをすることができます。
4. クーリング・オフの行使の方法については、「ハガキ」、「電子メール」等に必要事項を記入のうえ販売店あてに郵送またはメール送信してください。
 - 1) 「ハガキ」による行使は、簡易書留、内容証明郵便、特定記録郵便、書留が確実です。
 - 2) 記入するものとしては、お客さまのご住所、ご契約者名、お電話番号を表面にご記入のうえ、裏面には①契約年月日、②販売店名、③販売店住所、④電話番号、⑤商品名

または役務の種類、⑥商品等の金額。⑦支払った金額を至急ご返還ください。
⑧振込先、⑨すでに受け取っている商品を早急に引きとってもらうなどを記入します。